

# 水道工事における設計積算基準の見直しについて

東日本大震災の復旧・復興事業等における岩手県県営建設工事の積算方法の見直しに伴い、盛岡市上下水道局が発注する水道工事においても、積算方法の一部を見直します。

## 【東日本大震災の被災地で使用する建設機械の損料補正の見直し】

### 1 見直し内容

**見直し前** 東日本大震災の被災地で使用する ブルドーザー（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ及びダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）について、運転1時間（日）当りの損料に「100分の102」を乗ずる  
（令和5年7月1日～適用）

**見直し後** 上記補正の廃止

### 2 適用対象工事

盛岡市上下水道局が発注する水道工事

### 3 適用年月

令和6年7月1日以降入札公告する工事

### 4 参考

上記見直しについては、岩手県ホームページにも掲載されております。

- ・東日本大震災の被災地で使用する建設機械の損料補正

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010931.html>